

京都府国民健康保険団体連合会 通常総会 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催方法 参集及びWebのハイブリッド開催
- 3 出席者数 会員 30名(代理出席含む)、委任状の提出8名  
常務理事 1名 事務局 16名
- 4 付議事項

【議決事項】

(1) 令和7年度分

- 議第26号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

(2) 令和8年度分

- 議第1号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画  
議第2号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課  
議第3号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算  
議第4号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算  
議第5号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算  
議第6号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算  
議第7号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算  
議第8号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算  
議第9号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算  
議第10号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算  
議第11号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算  
議第12号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算  
議第13号 京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正

【報告事項】

令和7年度分

- 報告第1号 専決処分に付した令和7年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)

報告第2号 専決処分に付した令和7年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

【その他】

令和7年度第1回外部監査結果報告について  
国保総合システムの今後の開発について

5 議事内容

(理事長挨拶)

みなさんこんにちは。1月末に退任されました山崎善也理事長の後任といたしまして、この2月から理事長を仰せつかっております、宮津市長の城崎でございます。

国保制度につきましては、団塊の世代の方がすべて後期高齢者となられたことに加えまして、被用者保険の適用拡大などによりまして、被保険者数が大幅に減少するなど、多くの課題に直面しておりますが、皆様方と共に、この難局を乗り越えて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日、総会の開催をご案内申し上げたところ、皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいております、この場をお借りし、重ねて御礼申し上げます。

現在、国においては全世代型社会保障の構築に向け、更なる医療・介護保険制度改革の検討を進めるとともに、医療DXの推進、こども未来戦略「加速化プラン」といったこども施策の充実等に取り組んでいるところでございます。

こうした状況の中、本会においては、国保中央会との連携の下、引き続き、国保総合システムの最適化を進めるとともに、審査領域に係る支払基金との共同開発・共同利用を進めて参ります。

また、今後、国保連におきましては、稼働する介護情報基盤や予防接種事務のデジタル化の環境整備に加えて、母子保健DXの一環としての母子保健に係る費用の請求支払システムの構築など、業務が一層多様化して参りますが、会員の皆様のご理解とご協力の下、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努め、各種業務の着実な推進に努めて参ります。

本日の総会では、令和8年度の事業計画や各会計予算案などにつきまして、ご審議をお願いしております。

ハイブリッド方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

ご異議がございませんので、議長は笠置町 山本篤志町長をお願いいたします。

(議長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人について、慣例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ご異議なしと認めまして、議長より指名させていただきます。井手町の西島町長、京都府衣料国民健康保険組合の堀尾理事長お二人をお願いいたします。

これより議案審議に入ります。議決事項の令和7年度分、議第26号「令和7年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」について、事務局より説明を求めます。

(事務局：総務部企画担当部長)

議案書の1頁をお開き願います。議第26号令和7年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

7頁をお開きいただき、参考として添付している「令和7年度国保連合会補正予算の概要」を用いて、説明させていただきます。本年度予算7,764万7千円は、職員退職手当金1,001万5千円、職員退職積立金6,763万2千円としていましたが、7年度に退職者5名が生じるため、退職手当金が不足することから、5,616万8千円を、退職給付引当資産積立金繰入金を財源として補正するものでございます。補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問がないようですので、採決に入ります。議第26号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ありがとうございました。賛成多数と認め、議第26号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項の令和8年度分、議第1号「令和8年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第1号 令和8年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。議案書の9頁をお開き願います。8年度本会事業計画について、別紙のとおり定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、はじめに、令和8年度事業運営に当たっての基本的考え方がございます。一つ目のマルのとおり、国民健康保険の保険者の共同体として設立された本会は、その後、後期高齢者医療や介護保険等に係る審査支払業務、特定健康診査等に関する事業等を実施しています。

二つ目と、三つ目のマルに参りまして、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては、中長期的に持続可能な経済社会の実現を目指し、社会の構造変化に堪え得る社会保障制度を構築するとされ、全世代型社会保障改革が進められており、とりわけ国保連合会の事業運営に大きな影響を及ぼす医療・介護・こどもDXについては、医療DXの基盤であるマイナ保険証の円滑な利用を促進しつつ、全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大等を進めるとともに、介護情報基盤の整備、診療報酬改定DX、調剤薬局が有する情報の標準化や子育て世代の使いやすさに配慮し、保育や母子保健等のこども政策のDX等を推進するとされています。

四つ目のマルですが、本会においては、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の審査水準の一層の向上に努めるほか、稼働する介護情報基盤や予防接種事務のデジタル化の環境整備に加えて、母子保健DXの一環としての母子保健に係る費用の請求支払システムの構築など、国や地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請にも対応して参ります。

五つ目と六つ目のマルですが、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査支払システムの審査領域を支払基金と共同利用するためのシステムを開発するに当たっては、医療機関ごとの傾向審査を重視する国保連合会の特性を反映させるとともに、システム保守運用費の低減や、保険者サービスレベルの維持・向上が確保できるよう、引き続き、協議・検討を進めます。

さらに、保健事業の取組では、国保データベースシステムを活用した健康・医療データの分析機関として、市町村等が進める医療費適正化の取組を支援して参ります。

最後に、行政のデジタル化などやデータヘルス改革が推進されることを受けて、国保連合会の果たすべき役割がより一層重要となることから、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

12頁に参りまして、8年度事業計画における主な取組でございます。まず、(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組でございます。審査支払システムにおける支払基金との「受付領域」の共同利用については、6年4月から稼働しているところです。第二段階としての「審査領域」の共同利用に向けた開発については、国保中央会と支払基金との間で、医療DXの取組や開発財源の確保等の課題について継続的に協議され、7年9月12日に厚生労働省、国保中央会、支払基金の三者において、「審査支払システムの共同開発の基本方針」が取りまとめられました。基本方針では、国保中央会・国保連合会と支払基金は、保守運用費の低減を図りつつ、審査支払業務を整合的かつ効率的に機能させるため、両機関が連携して共通のクラウドサービスを設計・活用し、当面は、レセプト電算処理システムの共通機能から共同開発・共同利用を行うこととされており、開発に当たっては、柔軟で効率的な新しい技術を用いる「システムのモダン化」や技術革新等を踏まえた最適なAIの活用が求められていることから、デジタル庁の協力を得て進めて参ります。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組でございます。マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求を可能とする予防接種事務のデジタル化については、8年度から自治体において実施できるようシステム基盤の整備を進めていますが、

厚生労働省は、デジタル化の前提となる自治体の健康管理システムの標準化の取組状況等を踏まえて、全国稼働を10年度以降としています。本会においては、府内市町村が順次デジタル化を開始する場合に備えて、市町村との支払委託契約事務やシステム開発等の準備を進めて参ります。

次に、(3) 母子保健事務のデジタル化の取組でございます。国において、住民の利便性の向上、自治体・医療機関の事務負担の軽減や母子保健情報の利活用等を目指した母子保健事務のデジタル化が進められており、この一環として、妊産婦健診などの費用の請求支払業務について、市町村事務の効率化の観点から、市町村が国保連合会に委託できるよう母子保健法が改正され、子ども家庭庁からの依頼に基づき、国保中央会が集合契約・費用請求システムの開発に取り組むこととされています。本会においても、国保中央会と連携し、必要な取組を進めて参ります。

次に、(4) 保健事業の推進に関する取組でございます。8年度は、第3期データヘルス計画中間評価年度であり、保健事業支援・評価委員会や研修会等により、各保険者の中間評価業務が円滑に実施できるよう支援して参ります。各保険者や市町村における個別保健事業の取組推進に当たっては、効率的な事業実施への支援として、引き続き、国保データベースシステムを活用した事業対象者抽出や事業評価に関する支援を行って参ります。広報活動支援については、保険者インセンティブの活用を含めて、その充実を図って参ります。

次に、(5) ITの最適化の取組でございます。本会においては、国保総合システムをはじめ、特定健診等データ管理システムなど全国標準システムのほか、これらのシステムと連携した複数の独自システムを導入して効率的な業務運営を行っています。8年度においても引き続き、統括管理部署において、IT統制を行うとともに、独自システムの更改に当たっては、経費削減に向けて保守運用費の検証を行い、クラウド化や機能要件の整理等によるシステムの最適化に取り組んで参ります。また、クラウド化によりデータセンターに設置しているサーバ機器等が減少することから、機器構成を見直し、データセンターに係る経費の削減に努めて参ります。

最後に、(6) 各種研修会の実施でございます。8年度に予定している研修会等につきましては、20頁に記載のとおりでございます。保険者の皆様に効果的で参加しやすいものとなるよう、努めて参ります。

14頁をお開き願います。8年度個別取組でございます。14頁から19頁にかけて、111項目に上る取組を掲げております。時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問がないようですので、採決に入ります。議第1号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

ありがとうございました。賛成多数と認め、議第1号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第2号「令和8年度国保連合会負担金の賦課」から議第12号「令和8年度

国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の21頁をお開き願います。議第2号令和8年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。8年度の負担金は、平等割負担金が1保険者につき16万円、被保険者割負担金が被保険者1人につき60円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、23頁「議第3号令和8年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から153頁「議第12号令和8年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、159頁の「令和8年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。159頁をお開き願います。はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。本会の予算は、一般会計と9つの特別会計に区分して調製しており、うち6つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。8年度予算の概要については、「業務勘定」「支払勘定」「一般会計及びその他の特別会計」に区分してご説明します。

次に、「2 予防接種事務のデジタル化に関する対応」についてご説明いたします。一つ目のマルのとおり、改正予防接種法が令和8年6月1日から施行され、新たに市町村長及び都道府県知事が定期の予防接種等の実施事務等の費用の支払に関する事務等を国保連合会に委託することができるようになります。

二つ目と三つ目のマルのとおり、国保連合会が行う予防接種法関係業務等に係る経理について、その他の特別会計と区分して整理する必要があるため、予防接種法関係業務等特別会計を新設し、業務勘定及び予防接種委託料支払勘定に区分します。業務勘定では、予防接種事務のデジタル化に対応するためのシステム開発等の準備に要する費用等を計上し、予防接種委託料支払勘定では、8年度において、予防接種事務のデジタル化を実施する府内の市町村がないため、費目設定のみとします。予防接種事務のデジタル化に関連する規約の一部改正につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

160頁をお開き願います。「3 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて2億5,755万8千円減の21億9,284万6千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、福祉医療審査支払手数料の単価改定に伴い手数料は減となっております。繰入金については、事務所縮小工事完了等による減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、ICT等積立資産からの繰入金も減となっております。また、諸収入その他についても、電算機器更改整備負担金の単価改定に伴い負担金が減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、減価償却引当資産及び財政調整基金積立資産への積立金が減となっております。

161頁をご覧ください。「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて2,422万円減の4億3,275万7千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い介護給付費等審査支払手数料が増となる一方で、繰入金では、介護保険審査支払等システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、財政調整基金積立資産及びICT等積立資産からの繰入金も減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、介護保険審査支払等システム更改完了等に伴いシステム開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。また、積立金では、介護情報基盤の整備に備えた減価償却引当資産への積立金が増となる一方で、財政調整基金積立資産及びICT等積立資産への積立金が減少してお

ります。

162 頁をお開き願います。「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 330 万 8 千円増の 1 億 4,300 万 5 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、手数料では、取扱件数の増加に伴い障害介護給付費及び障害児給付費等審査支払手数料が増となっております。繰入金については、介護保険事業関係業務特別会計と同様に、障害者総合支援給付審査支払等システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金が減となるほか、財政調整基金積立資産及び ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改完了等に伴いシステム開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。

163 頁をご覧ください。「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 1 億 9,020 万 2 千円減の 13 億 5,159 万 8 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、繰入金については、後期高齢者医療請求支払システムの更改完了等に伴い減価償却引当資産からの繰入金の減に加えて、事務所縮小工事完了等による財政調整基金積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT 等積立資産からの繰入金も減となっております。また、諸収入その他については、電算機器更改整備負担金の単価改定に伴い負担金が減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、後期高齢者医療請求支払システム等の更改完了等に伴い開発・改修経費及び機器購入費が減となっております。積立金では、減価償却引当資産及び財政調整基金積立資産への積立金が増となる一方で、ICT 等積立資産への積立金が増しております。

164 頁をお開き願います。「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、前年度に比べて 2,796 万 7 千円減の 6,652 万 3 千円となっております。歳入の主な増減内訳は、特定健診等データ管理システムの開発負担金等に充当した減価償却引当資産からの繰入金の減に加えて、特定健診等データ管理システム更改完了に伴うシステム導入作業経費積立資産からの繰入金も減となっております。また、歳出の主な増減内訳は、システム関連経費では、特定健診等データ管理システム更改完了等に伴い開発・改修経費及び機器保守・運用管理費が減額となっております。一般管理費その他では、特定健診等データ管理システム更改完了に伴い開発負担金が増となる一方で、特定健診等データ管理システム運用負担金が増額となっております。

165 頁をご覧ください。最後に、「(6) 予防接種法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。歳入歳出の予算総額は、913 万 8 千円となっております。歳入、歳出の主な内訳は、国庫補助金を財源として、予防接種事務のデジタル化に対応するためのシステム開発・改修経費を計上しております。

166 頁をお開き願います。引き続きまして、「4 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。予防接種法関係業務等特別会計を除く支払勘定において、7 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 7 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の対前年度伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 8 年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧ください。この頁の「①診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑥予防接種法関係業務等特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

168 頁をお開き願います。「5 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1)

予算案の見込み方」でございます。一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、定年退職者1名、自己都合退職者3名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルの高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入額を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計は、7年12月までの対前年度増減率を7年度予算額に乗じて8年度予算額を見積もっております。

なお、一般会計及びその他特別会計の歳入歳出予算額等は、表の①及び②に記載のとおりでございます。

次の169頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

170頁をお開き願います。「7 積立資産等の状況」でございます。8年2月1日現在の7年度末及び8年度末の残高見込を積立資産ごとに取りまとめております。

172頁をお開き願います。「8 手数料及び負担金一覧」でございます。8年度に改定する主な項目といたしましては、福祉医療審査支払手数料を8年度から10年度までの収支見通しに基づき、引下げるほか、電算機器更改整備負担金をシステム開発等に必要な積立額の試算に基づき引下げしております。

最後に、177頁と178頁は職員給与費明細書でございます。8年度の職員数は前年度と同数の107名としております。令和8年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問がないようですので、採決に入ります。議第2号から議第12号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ありがとうございました。賛成多数と認め、議第2号から議第12号までは、原案のとおり承認いたします。続きまして、議第13号「国保連合会規約の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部企画担当部長)

議第13号 国保連合会規約の一部改正について、ご説明します。179頁をお開き願います。この改正は、2月6日に開催された理事会において承認されました、令和4年の改正予防接種法に基づく8年6月からの予防接種事務のデジタル化に伴い、規約において医療機関から請求された予防接種委託料の支払業務等を本会が行う業務に加えるなどの改正をしようとするものです。

181頁をお開きいただき、第6条第6項において、接種歴情報等のデータベース化やその利活用が開始されるに当たり、それら情報の利用又は提供に関する業務や市町村との支払事

務委託契約に基づく予防接種委託料の支払業務を実施するため、本会の業務に規定したうえで、183 頁に参りまして、第 40 条において、当該業務を經理する予防接種法関係業務等特別会計を新設するとともに、その他の規定の整理について、所要の改正を行うものでございます。議第 13 号 国保連合会規約の一部改正についての説明は、以上のとおりです。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問がないようですので、採決に入ります。議第 13 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ありがとうございました。賛成多数と認め、議第 13 号は、原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。令和 7 年度分の報告第 1 号「専決処分に付した令和 7 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」及び報告第 2 号「専決処分に付した令和 7 年度国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」の 2 件を一括して事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部企画担当部長)

議案書の 185 頁をお開き願います。「報告第 1 号 専決処分に付した令和 7 年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」及び 193 頁の「報告第 2 号 専決処分に付した令和 7 年度国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算 (第 1 号)」をご説明いたします。説明は、201 頁の「令和 7 年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要」を用いて、ご説明します。

201 頁をお開き願います。これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項に基づき、7 年 12 月 23 日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき、総会に報告するものでございます。

報告第 1 号は、一般会計の補正で、補正額が 159 万円、補正後の額が 9,996 万円、補正予算の内容は、繰越金を財源とし、令和 7 年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」に基づき、本会職員給与規程を改正し、給料及び期末・勤勉手当等の引上げを行う補正でございます。

次に、報告第 2 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の補正で、補正額が 489 万 9 千円、補正後の額が 15 億 4,669 万 9 千円、補正予算の内容は、繰越金を財源として、「報告第 1 号」と同様に、本会職員の給料及び期末・勤勉手当等の引上げを行う補正でございます。令和 7 年度国保連合会の理事専決による補正予算の報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問がないようですので、ご承認いただいたものといたします。以上で議決事項の

審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務部企画担当部長)

議案書の 203 頁をお開きいただきまして、本件は、監査法人による外部監査の結果報告を受けて理事長が講じた措置の内容について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、理事長から通知を受けた監事からの総会への報告となります。

今回の監査においては、診療報酬審査業務において規則に準拠した適切な業務手順で行われているかの観点で実施されたものであり、具体的な業務手順を示す業務工程マニュアルの改訂に際して、ミスを防止するために、すべての職員が記載可能な見直し管理表を設置するなどのアドバイスを受けたことから、適切に措置を講じることとしたものでございます。外部監査結果報告についての説明は、以上のとおりです。

(事務局：事務局長)

続きまして、国保総合システムの今後の開発についてご説明いたします。資料は、205 頁からの「国保総合システムの今後の開発について」と題したものと、215 頁からの参考資料を用いまして、同システムの取組状況についてご説明いたします。

まず初めに、218 頁をお開き願います。国保総合システムの全体像でございます。中央に太枠で囲まれた国保総合システムは、右側のマルに記載のとおり、審査支払系と保険者共同処理系で構成されており、今からご説明するのは、主に審査支払系のレセプト電算処理システムと画面審査システムの審査領域といわれる部分についてでございます。

それでは、207 頁にお戻りいただきまして、国保総合システムの開発に関するこれまでの経緯でございます。国保の審査支払及び保険者共同事業等を一体的に処理するための同システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保中央会・国保連合会と支払基金のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、これまでシステム開発等の取組を進めています。必要なシステム開発は二段階に分けて実施するとしており、第一段階の対応として、国保総合システムのクラウドへの移行や、支払基金システムと「受付領域」を共同利用するためのシステム開発に取り組み、新システムは、令和 6 年度から順調に稼働しています。

しかしながら、この第一段階の取組のうち、クラウド移行においては開発期間が限られている中でシステム障害等のリスクを避けるために段階的に進めていくとしたことから、クラウドサービスを十分活用するなどシステムを最適化するまでには至らず、208 頁をお開きいただきまして、このため、国庫補助を受け、保守・運用費の縮減を図るためのシステムの最適化に取り組んでいるところでございます。

また、第二段階の取組として、「審査領域」についての支払基金との共同開発・共同利用に向けた対応を進めてきたところですが、医療 DX の取組や AI 等の技術の急速な進歩等、策定時からの状況の変化も踏まえ、令和 7 年 9 月に厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者で基本方針を定め、これに基づき、「審査領域」について共同利用機能を共同開発することとしています。

209 頁にまいりまして、基本方針のポイントとしましては、1、システムのモダン化を着実に進め、保守運用費の低減を進めること、2、審査領域においては、両機関が協力して共通のクラウドサービスを設計・活用し、レセプト電算処理共通機能から共同開発・共同利用を開始する、3、将来的にはAI の活用、審査画面、コンピュータチェックなど業務機能の共同開発・共同利用の範囲拡大を目指し、継続して取り組んでいくとしています。

続いて、210 頁、211 頁には具体的な開発内容を記載しておりますが、後ろの参考資料の220 頁から 223 頁に用語の解説を記載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと思います。

212 頁をお開きいただきまして、開発にかかる経費の内訳を記載しています。審査領域本体の開発に 204 億円、審査領域共同利用に伴い必要となるコストが 77 億円、AI 開発に要するコストとして 10 億円で非常に粗い概算で総額 291 億円と試算されています。

213 頁をご覧ください、大変高額な経費を必要とする開発でございますが、中長期的な観点で見ますと、物価上昇分を除き、年間約 33 億円のランニングコストの縮減が見込まれることや、AI の活用により審査業務の効率化や質の向上が図れるなど開発のメリットが考えられます。費用の財源については保険者にご負担いただく審査支払手数料や積立資産で賄うこととなりますが、審査支払システムの共同開発・共同利用については厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」の議論に伴うものであり、全国の国保連合会と国保中央会が一体となって、引き続き国庫補助の確保に努めて参ります。なお、具体的なシステム開発負担金の支払いに当たっては、減価償却引当資産や ICT 等積立資産を最大限活用して参ります。

214 頁をお開き願います。今後の開発スケジュールでございます。現在、国保中央会と全国の国保連合会で協議を行い、審査領域であるレセプト電算処理システムと画面審査システムの機能整理に関する方針が確定したところであり、令和 8 年度前半に要件定義を策定し、令和 9 年度前半に設計・開発に着手し、令和 13 年 1 月を新システム稼働予定としています。長期にわたるシステム開発計画ではございますが、支払基金と国保連合会の整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、基本方針に沿って取り組んで参りますので引き続きご理解とご協力をお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(議長)

ただ今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

特にご質問もないようですので、これもちまして通常総会を終了させていただきます。長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申しあげまして、議長を退任させていただきます。どうも、ありがとうございました。

(司会者)

山本町長ありがとうございました。最後になりますが、副理事長兼常務理事の三宅から、本会事務局長の人事について、ご報告させていただきます。

(副理事長兼常務理事)

副理事長の三宅でございます。本会事務局長人事についてご報告させていただきます。

本会事務局長につきましては、国保連合会規約第32条第2項に基づき、理事会の同意を得て、理事長が任免することとなっています。この度、現事務局長の寺垣紅美が令和8年3月31日付けで退職すること、並びにその後任として、小馬譲二を同年4月1日付けで事務局長に任命することについて、2月6日開催の理事会において同意いただきましたので、保険者の皆様方にご報告いたします。ここで、令和4年度から4年間、事務局長を務めました寺垣からご挨拶申し上げます。

(事務局長)

事務局長の寺垣でございます。ご挨拶の機会をいただき、誠にありがとうございます。

この度、3月末日をもって退職することになりました。事務局長就任から、4年という期間でございましたが、様々な経験をさせていただきました。至らない点も多々あったかと思いますが、事務局長の職務を終えることができますのも、保険者の皆様のお力添えと、本会職員の協力のおかげであり、この場をお借りして、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。8年度の事業計画でも申し上げたとおり、国保連合会は、審査支払業務以外にも様々な分野で保険者の業務支援を行って参ります。

事務局長の後任は現総務部企画担当部長の小馬に引継ぎ、職員とともに総力を挙げて取り組んで参りますので、引き続き、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(副理事長兼常務理事)

次に、令和8年度から事務局長に就任する小馬からご挨拶いたします。

(総務部企画担当部長)

総務部企画担当部長の小馬でございます。先般開催されました理事会におきまして、事務局長の任命の同意をいただき、改めて責任の重さを感じているところでございます。国保連合会の基幹業務である診療報酬や介護給付費等の審査支払業務の正確・確実な実施はもとより、今後、更に求められるシステムの効率化やコストを踏まえた最適化、また、介護情報基盤や予防接種事務のデジタル化に関する業務の受託に取り組みますとともに、皆さま方、保険者の信託に応えられる組織、職員の集団となれるよう努めて参りたいと考えております。今後とも、ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(副理事長兼常務理事)

今後とも、国保連合会の運営につきまして、事務局が一丸となって取り組んで参りますので、引き続きよろしくお願いいいたします。私からは以上でございます。

(司会者)

これを持ちまして、国保連合会通常総会を閉会とさせていただきます。本日は、誠にあり

ありがとうございました。